

ハラスメント防止・対策について

大阪行岡医療大学（以下「大学」という。）は、建学の精神「協同」に基づいた教育研究活動を行っています。その実現のために、大学はすべての学生および教職員が、個人として尊重され、ハラスメントによる人格権の侵害のない快適な環境において、学び、教え、仕事をする権利が保障されるように努めます。大学は、ひとりひとりが個人として尊重され自律的に活動できること、考え方の違いを退けるのではなく互いの価値を認め合う場となることを目指しますが、ハラスメントの申し出があった場合には、規程に基づき事実を把握し問題の解決を図るとともに、再発防止の観点からハラスメントに対し厳しい姿勢で臨みます。

I ハラスメントの被害にあったときには

1. ハラスメントを受けたと感じたら、ひとりで悩まずに、相談員に連絡してください。相談に来ることがためられる場合は、まず身近で信頼できる人に相談をしてください。相談には家族や信頼できる友人、教職員と一緒に来室することもできます。
2. ハラスメント相談に関する留意事項
 - (1) ハラスメントに関する守秘義務を徹底します。
 - (2) ハラスメント相談をしたことによる不利益な取り扱いを禁止し、二次被害の防止に努めます。
 - (3) 虚偽の申立て・証言等を禁止します。
 - (4) 申立ては不受理、または認定されないこともあります。
3. ハラスメント相談申し込み受付
E-mail : gakuseisoudan@yukioka-u.ac.jp